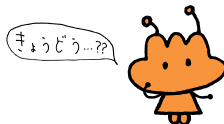




3 協働の考え方



(1) 協働の定義

この手引きでは、協働とは、「共通の社会的な目的を果たすために、NPOと行政とが互いに持っている資源や特性を出しあい、対等な立場で、協力して共に働くこと。」とします。

(2) 協働による効果

NPOの持っている先駆性、専門性、柔軟性などの特性を県の事業に活かすことで、より県民ニーズに合った公共サービスの提供が可能となり、県民の主体的な活動による地域づくりが促進されます。

①多様化する県民ニーズへの細やかで迅速な対応

NPOの特性を活かすことにより、これまでのように行政だけでは対応できなかった多様な公共サービスの提供が可能となり、地域の課題や複雑・多様化しているニーズに細やかに対応することができます。

また、県民ニーズや社会状況の変化を、県民生活に密着した活動をしているNPOを通じてすばやく県政に取り入れることにより、事業を効果的でより迅速に行い、費用対効果の向上が期待できます。

②県民の自治意識の向上による地域づくりの促進

これからの地域づくりは、県民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要となっています。

NPOとの協働は、県民の県政への参画を促し、県政を県民の身近なものとするとともに、公共サービスの担い手の役割分担の見直しにつながります。このことは、県民が自治の主体であるとの認識を高め、NPO活動の活性化につながるばかりでなく、県民による地域づくりが促進されます。

(3) 協働を行うときの原則

協働の目的を達成し、県民の理解を得るためには、次に掲げる「協働を行うときの原則」を理解し取り組むことが必要です。



①明確な目的の共有

協働はそれ自体が目的ではありません。協働を行うことにより、何をを目指すのかということをお互いが理解し、確認する必要があります。

様々な社会的課題や県民ニーズに対応するためには、NPOと行政とが共に社会全体の利益を考え、個々の事業について、その目的を明確にした上で、共通の目的に向かって取り組むことが必要です。

②情報共有と相互理解

協働事業を円滑に進め、事業の効果を高めるためには、事業に関連する情報はお互いに共有することが大切です。特に、行政は数多くの情報を持っており、これを積極的に提供することが重要です。

また、事業を行うときには、合意形成のための対話を重ね、お互いが、お互いの特性や立場を十分理解することが重要となります。

③自主性の尊重

協働を行うときには、NPOの持つ長所を活かすことが大切です。

NPOの持つ長所は、その自主性から生まれてくることから、NPOの活動に過度に干渉したり、行政の考えを押し付けたりしないことが大切です。

④自立性及び自律性^{*1}の確保

NPOと行政は、相互に依存するのではなく、それぞれが主体的に判断し、行動できる自律した存在であることが必要です。

そのためには、NPOが経済的に自立していることも求められます。

また、お互いが組織として自立(律)した存在として認め合うことが大切です。

⑤対等な関係

NPOは、行政と比べると、財政基盤が弱く組織体制も十分とはいえませんが、協働を行うときには一方が主導し、他方が従属するという関係ではなく、それぞれの役割や責任を相互に理解した対等な関係を築くことが必要です。

⑥事業の公開

協働事業を行うときには、事業の内容や取り組みの経過、NPOと行政との関係など広く社会に公開し、透明性を確保する必要があります。

*1 ・自立 財政面において、他の支配を受けず組織自身の力で身を立てること。

・自律 定款等に従って組織を運営していくこと。また、事業計画や予算を決める際に、特定の個人や組織の意向にコントロールされることなく、独立して決定していくこと。



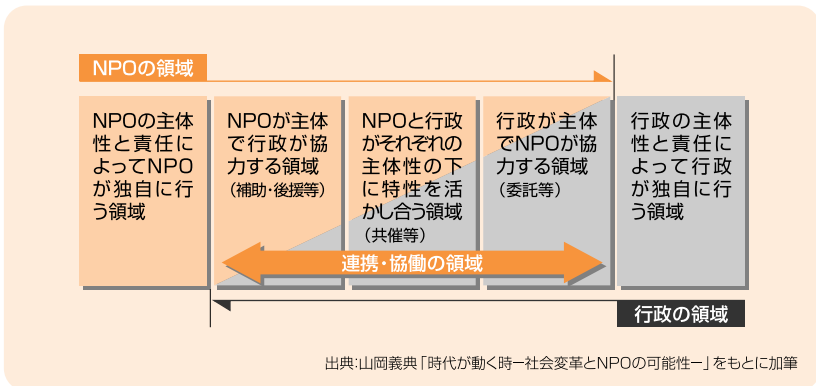
4 協働にふさわしい事業

(1) NPOと行政の活動領域

NPOと行政は、ともに公益・非営利の領域で活動していますが、その関係はそれぞれ独自で行うものや、協力・連携が図れるもの、競合・対立するものなどがあります。

協働事業を進めるときには、NPOと行政の活動の領域について、次のような関係にあることを理解しておく必要があります。

ただし、これまでは、行政が主体で行ってきた事業であっても、NPOの特性を活かせる内容である場合は、事業の見直しを行うなど、協働の領域を広げていく必要があります。



(2) 協働にふさわしい事業を考える場合の基本的な視点

NPOと行政との協働にふさわしい事業を考える場合、次のような視点を持って考える必要があります。

① 協働の領域にあたる事業かどうか

部分的な協働も含めて、NPOとの協働の必要性や行政又はNPOそれぞれが責任を持って、独自に行う事業ではないかどうかを考える必要があります。

② NPOと行政の特性を活かせる事業かどうか

NPO又は行政が単独で行うより、それぞれの特性を活かすことができ、効果的で質の高い公共サービスの提供につながる事業かどうかを考える必要があります。

③対等な関係が築け、また相互に利益がある事業かどうか

NPOを行政の下請け的な存在にとらえるのではなく、また、コスト軽減のみを期待して行うものでもなく、NPOと行政の双方にメリットがある事業かどうかを考える必要があります。

(3) 協働にふさわしい事業の分類と効果

次のような事業においては、NPOの特性を活かすことができるため、協働を行うことによってより質の高い公共サービスの提供が期待でき、積極的にNPOとの協働を進めることが必要です。

①県民のニーズにより近いきめ細やかで柔軟な対応が必要な事業

NPOは、県民生活に密着した活動をしていることから、個々の実情に応じたサービスの提供が必要な事業については、きめ細やかで柔軟な対応が期待できます。

②県民の参加を必要とする事業

NPOには、多くの県民が自らの課題としてボランティアやスタッフとして参加していることから、イベントや啓発事業については、参加者の立場に立った企画運営が期待できます。

また、NPOの中には人的なネットワークを持つものもあることから、そのネットワークを活かし、広く呼びかけることにより多くの県民の参加が期待できます。

③地域の実情を踏まえて行う必要がある事業

NPOは、地域の課題に基づき活動している場合が多く、地域の実情を踏まえて行う必要がある事業については、より地域の課題に対応した事業展開が期待できます。

④特定分野において専門的な知識等を必要とする事業

NPOは、特定の分野において継続した活動を行っていることから、専門的で実践的な知識に加え、人的ネットワークを持っている場合もあります。こうした特性を活かすことで、行政が持っていない専門的な知識や情報を活かした企画や事業展開が期待できます。

⑤これまで行政が取り組んでない事業

NPOは課題に対し迅速に対応できる特性を持っており、行政がまだ取り組んでないような先駆的な事業を行っている場合が多くあります。

このようなNPOが持つノウハウを活かすことにより、慣例や前例にとらわれない新しい方法による課題への対応が期待できます。

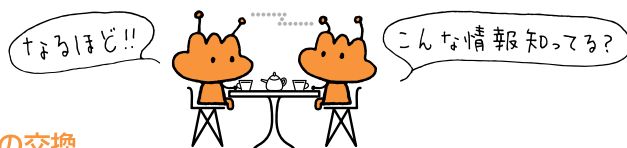


協働の方法

協働を行うときには、個々の事業の目的や性格、期待する成果などを考慮し、効果的で効率的な方法を選ぶ必要があります。

また、状況に応じて、一つの方法ではなく、いくつかの方法を組み合わせる協働を行っていくこともあります。

どの方法を選ぶにしても、実施するときには「協働を行うときの原則」を念頭におき、プロセスを重視して、次のような方法で進める必要があります。



(1) 情報や意見の交換

日常的なコミュニケーションを図り、双方が持っている情報や意見を継続的にお互いが提供し、活用しあう方法があります。

○効果

- ・双方が持っている情報や意見を提供しあうことにより、事業に関する情報の効率的な収集や情報を共有することができます。また、考え方の共通点や相違点が明確になります。
- ・問題認識を共有することで、新しい政策の形成と事業展開が可能となります。
- ・実践に基づく専門的な知識や技術を活かした提案・意見が受けられます。
- ・地域や生活の現場からの問題提起や提案・意見が受けられます。

○留意事項

NPOと行政が、お互いの違いを理解した上で、できる限り行政の内部でしか使わない表現を改め、また要望や批判ではない建設的な意見交換ができるようにしていく必要があります。

(2) 企画立案への参画

行政が政策や事業を企画立案するときに、NPOから意見や提案を受けたり、行政が設置した審議会や検討会にNPOのメンバーが委員として参画することにより、NPOの特性や能力を活かす方法があります。

○効果

- ・新たな課題に対する創造的で先駆的な提案・意見が受けられます。
- ・専門的な知識や技術に基づく提案・意見が受けられます。
- ・地域や生活の現場からの問題提起や提案・意見が受けられます。

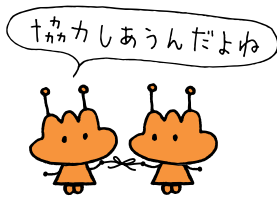
○留意事項

政策決定のプロセスやNPOの意見を反映する方法を、あらかじめ明確にNPOに示しておく必要があります。

また、審議会や検討会は、行政主導で結論を導き出すのではなく、出された意見等が十分に反映されるような方法で会議を運営していく必要があります。

(3) 事業協力

NPOと行政の間で、目標や役割分担を取り決め、協定書を交わすなどして、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う方法があります。



○効果

- ・NPOの専門的ノウハウを活用できます。
- ・地域に密着した団体が協力することにより、住民の関心が高まります。

○留意事項

協定書は、お互いがよく話し合った上で、目的、役割分担、責任、経費負担、協定の有効期間などを取り決めておく必要があります。

(4) 実行委員会・共催

NPOと行政とが主催者となって、共同で一つの事業を行う方法があります。



○効果

- ・行政にはない専門性やNPOの持つネットワークを活かすことができます。
- ・お互いの企画力やノウハウを活用することにより、効果的な事業が実施できます。
- ・関係者が抱える課題についての共通認識に基づいた運営ができます。
- ・NPOが参加することにより、地域住民に身近な事業となります。
- ・県民の活力を引き出せる可能性があります。

○留意事項

事業を検討する段階から十分な協議を行い、事業の目的を明確にするとともに情報を共有することが必要です。

また、参加する各団体の特性を活かせるように役割を分担し、それぞれが責任を持つことが必要です。

(5) 補助

NPOが行う事業について、行政が目的を共有できる場合に、資金の一部を助成する方法があります。

事業の実施主体はNPOで、事業の成果はNPOに帰属し、最終的な責任もNPOが負います。

○効果

- ・NPOと行政の目的に合った事業が効果的に実施できます。
- ・新たな課題に対して創造的で先駆的な取組みができます。
- ・個別的で多様なサービスの提供ができます。
- ・専門的な知識や技術が活用できます。



○留意事項

補助を長期間続けた場合、NPOが財政的に行政に依存する体質となる危険性があるため、期間を限定する必要があります。また、NPOの自主性を損なわないよう、団体の基本的な運営にかかる部分についての補助は行わない等の工夫が必要です。

(6) 委託

行政が担当すべき領域の事業を、行政にはない優れた特性を持つ第三者に契約をもって委ねる方法があります。

事業についての最終的な責任と成果は、委託者である行政に属します。

○効果

- ・NPOと行政の目的に合った事業が効果的に実施できます。
- ・NPOの持つ専門性・先駆性が発揮されることで、県民ニーズに合ったサービスが実施できます。
- ・個別的で多様なサービスの提供につながります。

○留意事項

NPOが単なる行政の下請けとならないよう、お互いに目的を共有できる事業について意見交換をしながら、相互の役割を尊重し、委託内容を検討することが必要です。